

平成28年(ワ)第893号 損害賠償請求事件
原告 三宅俊司
被告 沖繩県

準備書面(1)

2017年4月3日

那覇地方裁判所 御中

原告	三宅俊	司	
代理人			
弁護士	池宮城	紀夫	
同	大田	朝章	
同	仲松	正人	
同	横田	達	
同	金高	望	
同	中村	昌樹	
同	山城	圭	
同	齋藤	祐介	

記

第1 被告第1準備書面における被告の主張

- 1 被告は原告の主張に対して、縷々反論を述べるが、結局いずれの主張も同一であり、
 - ① 原告車両を停止させ、留め置いた根拠は、警察法第2条1項及び、警察官職務執行法第5条であり、現場における混乱及び交通の危険の防止に基づくものであること。
 - ② 同法を根拠として、任意の停止を求めた。
 - ③ 「この先に行かれるご用件をうかがってもよろしいですか。」と質問を發したが、これに応ぜず、停止の根拠の説明を求めるなど、反抗的であったこと。

カメラを向けたことから、抗議者と認識して停止をさせた。
警察官は、原告は抗議参加者であると認識し、同日早朝から北部訓練場周辺における抗議参加者からの危険かつ違法な抗議行動の状況等を踏まえ、通過させた場合には、工事車両に対して、何らかの妨害行為を敢行するおそれがあると判断した。

- ④ 弁護士、報道関係者については、工事車両への妨害行為等の危険かつ違法な抗議行動に至る可能性が低いとして、抗議参加者の車両を通過させない場合であっても、身分証明書等で弁護士及び報道関係者であると確認したうえで、通過させるが、原告はその説明をしなかった。
- ⑤ 原告は任意に留め置きに応じた。
- ⑥ 写真撮影は、車両全体の状況を撮影したものであり、プライバシーの侵害には当たらない。

といった内容である。

しかし、前記主張は、本件拘束を正当化する、何らの根拠とはならない。

第2 被告による原告車両停止の根拠の不存在。

1 道路交通法に基づく運転免許証提示のための停止行為はない。

- ① 本件において、現場の被告警察官は、原告車両を停止させるに際して運転免許証の提示を求めることもなく、原告はこれに応じた事実もない。

車両の停止を求める端緒としては、道路交通法第95条の2により、警察官から第67条第1項又は第2項の規定による運転免許証の提示を求めるために、車の停止を求めることがありうる。

しかし、警察官が、同法に基づいて車両を停止させ、運転免許証の提示を求め得るのは、無免許運転（同法第64条）飲酒運転（同法第65条）過労運転（第66条）等の規定に違反して車両等を運転していると認めるときであって、一般的に車両を停止させて、運転免許証の開示を求める権限はない。

- ② しかし、そもそも、本件において原告は運転免許証の提示を求められたことはなく、原告運転車両を停止させた根拠として、道路交通法第95条の2に基づいて、運転免許証の提示を求めるために停止させたとの事実はない。

2 道路交通法第6条第2項は、原告車両を停止させる根拠とはならない。

- ① 被告は、道路交通法6条第2項が、根拠であるかのような主張もしている。

罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている」と認められる者」を停止させて質問することができる。

と定めている。

- ② 職務質問を適法に行うことのできる要件は、
- i 異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者
 - ii 既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている」と認められる者
- である。

- ② 職務質問は、「警察官が周囲の事情から合理的に判断して、何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」または「既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われたことについて知っている」と認められる者を停止させ、質問する行為」である。

- ③ 職務質問は、警察官の任意の活動として行われるものであり、強制に至ることはできない。

しかし、本件では、原告車両に、警察官職務執行法第2条第1項に該当する事情は存在しない。

4 職務質問の対象と要件

- ① 警察官職務執行法第2条第1項が定める職務質問の第1類型は、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」をいう。

- ② 「異常な挙動」とは、「人の動作、言語、服装、所持品等から判断して不自然であり普通ではない」との意味である。

「周囲の事情」とは、時間的場所的に見た周りの状況をいう。

「合理的に判断して」とは、警察官が主観的に判断したというだけでは足りず、当該状況のもとでは、そのように判断することが一般社会通念に照らしても最もであると考えられる客観性が必要とされることをいう。

- ③ 停止の要件

i 職務質問の要件を備えていることを前提として、その要件を満たす者を停止させ、質問をすることができる。

ii 移動中の者に対してその制止を求める行為であり、車両の停止もこれに含まれることになる。

iii 停止させるのは、質問をするためであるから、質問が任意である以上、その前提となる停止させる行為も任意の活

同法は、警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第四項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、又は第八条第一項、第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

とされている。

同条項の適用は、その前提として、

- i 車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合に限られており、現に、道路の停滞が発生していることが必要である。
 - ii また、その制限は、その現場における混雑を緩和するため必要な限度においてのみ行われることになる。
- ② しかし、本件事案当時、「車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合」に該当するような事態は生じていない。
- 当時、原告車両以外の車両は、原告車両の停止位置からそのまま、原告車両の進行予定方向（N1ゲート方向）に向けて発進しており、また、N1ゲート方向からも対向車両が頻繁に、原告車両反対車線を通行している。
- ③ 結局、N1ゲート方面の道路では、「車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそれがある」といった事態は発生しておらず、原告車両の停止を求めることを道路交通法第6条2項に求めることはできない。
- ④ また、同法は、警察官が、原告車両の運行方向を聞き出すことのできる根拠は定められておらず、発問の権限を有するものではない。

3 本件停止行為は、職務質問の要件に該当しない。

- ① 仮に、原告車両を停止させ、質問を発することが可能であることを根拠づける法令が存在するとすれば、警察官職務執行法第2条第1項に基づくということになる。

同法は、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯

動である。

即時強制の権限や命令権はなく、相手方に停止を求め、それに応じない場合に説得するという任意活動にすぎない。

停止を求めるために警察官が行う行為は、あくまでも任意行為として行われるものであり、状況の如何を問わず、強制に至る行為は許されないと解される。

- 5 以上の各規制を前提として、本件停止行為をみると、原告車両を停止させるについて、原告車両に、警察官職務執行法第2条第1項が定める職務質問の第1類型である、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」と判断する正当な根拠は、何ら主張されていない。

前述のとおり、職務質問対象者を、被疑者の立場に立つ者として車を停止させ、質問を発するための条件である、「異常な挙動」つまり、原告の行為が、「人の動作、言語、服装、所持品等から判断して不自然であり普通ではない」と判断した根拠については、「行き先を告げなかった」「警察官の写真を撮った」というのみであり、N1ゲート方向に向かい、何らかの犯罪行為を犯そうとしているに足る、相当な理由があったと判断した根拠には、なり得ない。

異常な挙動であるとの判断は、警察官が主観的に判断したというだけでは足りず、当該状況のもとでは、そのように判断することが一般社会通念に照らしても最もであると考えられる客観性が必要とされるとされているのであり、被告の主張は具体的要件に関して、何らの応答もない。

- 6 結局、被告警察官が原告車両を停止させ、職務質問を行ったのは、N1ゲート方向に向かう車両を無作為に停車させ、高江オスプレイヘリパッド建設に反対する運動に係わる人間を軒並み停車させ、反対行動の現場に行かせないことを目的としたものに他ならず、憲法上保障された表現の自由を不当に侵害することを目的として違法な警察権限の行使であると言わざるを得ない。

第3 原告車両の移動を長時間に渡って制限した根拠の不存在。

- 1 被告は、原告車両の停止の根拠を、警察法第2条第1項、警察官職務執行法第5条であると主張する。

ところで、警察法第2条第1項は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」と定めているにすぎず、警察官の抽象的な職責を定めているにすぎず、具体的な警察官の活動

の根拠となるものではない。

警察官職務執行法第5条は、「警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。」として、犯罪の予防及び制止の根拠を定めているが、同法の要件は、「犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき」に限定されており、「犯罪がまさに行われようとする」という条件を付して、犯罪前の予防措置を認めたものである。

「犯罪の予防、制止」は、犯罪行為が発生していないにもかかわらず、その前段階として個人の活動を制限するものであり、表現の自由等の国民の権利を事前に抑止する効果を生じる可能性があり、予防拘束の目的に利用される恐れがあることから、その権限行使には、「犯罪がまさに行われようとする」との、厳格な制限を課しているものである。

- 2 本件停止行為が継続した、2016年11月3日午前11時42分から、同日午後1時55分までの間、N1ゲート付近において、「犯罪がまさに行われようとするのを認めた」との事情があるのか、原告車両が、「犯罪をまさに行おうとする」と認める事情があったというのか、いずれの事情についても何らの説明はない。

N1ゲート前での反対行動が行われているが、冷静な非暴力行動として行われており、車両をもって車両通行の妨害行為を行うなどといった事態は、全く発生していない。

そもそも、警察官職務執行法第5条の定める犯罪の予防及び制止の要件は、何ら存在していない。

- 3 反対車両を停止させ、徒歩での行動を促したとするが、停止場所から、N1ゲート前まで、徒歩で1時間以上を要する距離であり、徒歩による行動の強制は、反対運動に対する不当な弾圧であるといわざるを得ない。

N1ゲート周辺は、高江オスプレイヘリパッド建設工事開始後、突然駐車禁止区域となったが、従前は、駐車禁止区域にはされていなかった。

さらに、N1ゲートから100メートルの地点からは、駐車禁止区域指定がなされておらず、反対行動を行っている市民は、N1ゲートを通過して、駐車禁止区域が途切れた場所に駐車をして、そこから徒歩で5分以内のN1ゲート前での抗議行動に参加している。

被告警察官が通行を妨害することは、「犯罪予防」を目的と

するものではなく、反対運動に市民が集まらない状況を作ること
を目的とするものであり、明らかに警察権限の濫用であるとい
わざるを得ない。

- 4 弁護士、報道関係者は、申告すれば、犯罪行為のおそれな
く、通過させた旨の主張がなされているが、弁護士、報道関係
者と一般市民を区別する根拠は明らかではない。

被告の主張は、市民は、現場に行けば妨害行為を行うもので
あるとの認識に基づき、予防拘束をすることを正当化するもの
であって、被告主張の違法性は極めて高いといわなければならない。

- 5 原告車両を長時間に渡って拘束した正当な根拠は何ら明らか
にされていない。
- 6 被告は、原告車両が任意に車両を停車させたと主張するが、
進行方向に鉄製の車止めを置き、旗をもって停止させたもので
あり、停止を強制していることは明らかである。

職務質問における停止行為についても、「停止を求める警察
官が行う行為は、あくまでも任意行為として行われるものであ
る以上、状況の如何を問わず、強制に至る行為は許されない」
(講座日本の警察職務質問をめぐる諸問題近藤善弘)とされて
おり、その後になされた、停止行為についても、

「犯罪がまさに行われようとするのを認めた」事情が存在しな
い限り、その車両の発進を妨害し、停止を強制する根拠は何ら
存在しないというべきである。

第4 警察権限法について。

- 1 警察は、犯罪捜査を目的とする司法警察、個人の自由と権利
を擁護し、公共の安全と秩序を維持することを目的とする行政
警察の任務を負うとされ、それぞれについて、強制処分権限、
任意処分権限を有すると解されている。

- 2 警察官職務執行法第5条は、「犯罪がまさに行われようとし
るのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を
発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が
及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する
場合」に、「その行為を制止することができる」としている。

同条項は、行政警察権限を定めたものと解されるが、本来、
強制処分は、法律に特別の定めがある場合でなければこれをす
ることができない。

- 3 さらに、法律の定めがあれば、強制処分が可能であるという
ものではなく、強制処分を行う必要性と相当性の要件を備えて
いなければならない。

まず、不必要な強制処分が許される解することは法治主義の

原則に反するのであって、必要性は、強制処分の適法性要件である。

また、当該処分が相当性を欠く場合には、強制処分は違法となる。

4 本件処分行為についても、警察官職務執行法第5条に基づくとされる原告車両の停止処分に、強制処分の必要性と相当性の存在が検証されなければならない。

5 被告は、原告が任意に停車したと主張する。

しかし、原告が任意に停車したとの事実はなく、被告警察官が原告車両前に設置した鉄製の車止めによって、行く手を阻まれたものであって、原告は、車を停車させる以外の救済方法は存在しなかったものであって、到底任意処分とは言えない。

6 仮に、任意処分であったとしても、任意処分であるためには、その処分が、相手方の意思を制圧するなど相手方の処分意思を無視するものでないこと。また、その処分が身体、住居、財産等の重大な権利法益を制約するものでないことが必要である。

さらに、任意処分、強制手段にあたらぬ有形力の行使であっても、状況の如何を問わず、常に許容されるものではなく、必要性緊急性を考慮したうえ、具体的状況のもとで相当と認められる限度で許容されることになる。

7 そもそも本件では、原告車両前に設置された鉄製の車止めを回避して進行することは不可能であったものであって、被告警察官が行った行為は、原告車両を停止させる強制処分である。

8 本件の、原告の車両を停止させ、長時間に渡って運行を妨害した行為は、強制処分であり、当該処分を行う必要性と相当性の要件を備えていることを、被告は明らかにしなければならない。

9 そもそも本件行為は、警察官職務執行法第5条の定める要件を欠く違法な処分行為であり、また、当該処分行為を行う、必要性も相当性も欠くものであって、違法であると言わざるを得ない。

第5 ビデオ撮影について。

1 そもそも、被告警察官による原告車両の運行停止は、違法である。

又、採証の必要性もない。

被告の主張によれば、原告車両は任意に停止しているというのであるから、その採証のためにビデオ撮影を行う必要もない。

2 被告警察官によるビデオ撮影は、原告車両が、車線変更して進行する場面を撮影することを目的とするものであり、威圧手段として行われたものである。

到底警察官の適正な業務行為とはいえない、違法なプライバシーの侵害行為である。